

労務 ROAD

Ⅰ 育児休業に関する助成金をご紹介します

【全体の流れ】

就業規則等への明文化
労働者への周知
プラン作成のための面談

プランの作成
プランに基づく引継ぎ

育児休業の取得(3ヶ月以上)*1

支給申請
(育休取得時)

職場復帰

継続雇用6ヶ月

支給申請 (職場復帰時)*2*3

1つ目は両立支援等助成金 育児休業等支援コースです。このコースは、育休復帰支援プラン等をあらかじめ労働者に周知し、それに沿って育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業主に支給されます。助成金の支給申請のタイミングは、連続3ヶ月以上の育児休業を取得させた「育休取得時」と原職等に復帰させ、6ヶ月以上継続雇用した「職場復帰時」に分かれています。また、育児休業を取得した労働者の代替要員を確保せずに業務の効率化、周囲の社員で業務をカバーした際に「職場支援加算」が支給されます。助成額につきましては以下の表をご参照ください。

	支給額
育休取得時	28.5万円<36万円>
職場復帰時	28.5万円<36万円>
職場支援加算	19万円<24万円>

<>は生産性要件を満たした場合の支給額

- *1 産後休業後引き続き育児休業を取得する場合は、産後休業も含まれます。
- *2 育休取得時に受給していない場合は申請不可となります。
- *3 職場支援加算を利用の場合は職場支援加算を併せて支給申請となります。

Ⅱ 男性の育休取得を後押しする助成金です！

次にご紹介させていただく助成金は両立支援等助成金 出生時両立支援コースです。このコースは男性労働者が育児休業を取得した際に支給される助成金となります。

【全体の流れ (育児休業)】

就業規則等へ明文化
労働者への周知

男性が育児休業等を
取得しやすい
職場風土作り *1

連続する14日 (中小企業は5日)
以上の育児休業の取得
(出生後8週間以内に開始) *2

- *1 例：全労働者に男性育休に関する研修の実施・利用促進の資料配布等。
- *2 育休が5日以上14日未満の場合は育休のうち4日以上所定労働日が必要です。育休が14日以上の場合は育休のうち9日以上所定労働日が必要です。

	支給額
1人目の育休取得	57万円<72万円>
個別支援加算	10万円<12万円>
2人目以降の育休取得	育休5日以上：14.25万円<18万円>
	育休14日以上：23.75万円<30万円>
	育休1ヶ月以上：33.25万円<42万円>
個別支援加算	5万円<6万円>

<>は生産性要件を満たした場合の支給額

育児休業の場合は1人目と2人目以降で助成額が異なります。また、男性労働者の育児休業の申し出までに個別面談を行う等、育児休業の取得を後押しする取組みを実施した場合に「個別支援加算」が支給されます。助成額につきましては表をご参照ください

【厚生労働省より】

VOL. 745
(2104-4)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：木下・安曇・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

休日の昼下がりにハーブティーを飲むのが至福のひと時である私ですが、最近お気に入りの茶葉専門店で購入した。飲んだ瞬間に香りが広がり、まるでパンダ畑にいる気持ちになります。これにはストレス緩和やイライラや緊張、不安を落ち着かせる効果があるそうです。とても美味しいので、皆さまも是非一度ご賞味あれ。(李)

長期休業のお知らせ

誠に勝手ながら5月1日(土)～5月5日(水)まで休業させていただきます。ご不便をおかけしますが何卒宜しくお願ひ致します。